

# 用語の定義

## 特別共同試験研究費

青色申告書を提出する法人（個人）が、国の試験研究機関等及び国内の大学等と共同試験研究及び委託試験研究を行い、その試験研究に要した経費

## 国立試験研究機関等

研究交流促進法(昭和61年法律第57号)第2条第2項に規定する試験研究機関等

（厚生労働省においては、下記の69機関）

- ・ 国立医薬品食品衛生研究所
- ・ 国立保健医療科学院
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所
- ・ 国立感染症研究所
- ・ 国立病院（研究所、研究部その他の命令で定める部課等がおかれるものに限る。＜28施設＞）
- ・ 国立療養所（研究所、研究部その他の命令で定める部課等がおかれるものに限る。＜26施設＞）
- ・ 国立高度専門医療センター＜7施設＞
- ・ 国立身体障害者リハビリテーションセンター
- ・ 独立行政法人国立健康・栄養研究所
- ・ 独立行政法人産業安全研究所
- ・ 独立行政法人産業医学総合研究所

## 大学等

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関

## 国立試験研究機関・大学等

厚生労働省の66機関及び厚生労働省が所管する独法3法人又は学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立学校設置法第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関

## 試験研究機関等の長

厚生労働省の66機関の所長及び厚生労働省が所管する独法3法人の理事長

国立医薬品食品衛生研究所

国立保健医療科学院

国立社会保障・人口問題研究所

国立感染症研究所

国立病院（研究所、研究部その他の命令で定める部課等がおかれるものに限る。

<28施設>）

国立療養所（研究所、研究部その他の命令で定める部課等がおかれるものに限る。

<26施設>）

国立高度専門医療センター<7施設>

国立身体障害者リハビリテーションセンター

独立行政法人国立健康・栄養研究所

独立行政法人産業安全研究所

独立行政法人産業医学総合研究所

## 地方支分部局の長

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の行政機関に置かれる地方支分部局の長

地方厚生（支）局長

北海道厚生局長

東北厚生局長

関東信越厚生局長

東海北陸厚生局長

近畿厚生局長

中国四国厚生局長

四国厚生支局長

九州厚生局長

都道府県労働局長